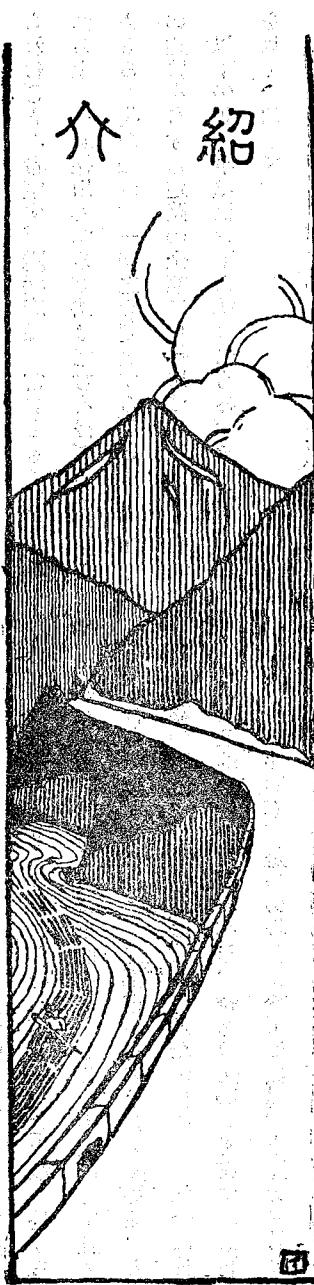


紹介



## 道路橋梁の規格

### 統一に關する佛國土木大臣訓令

#### 道路改良會調査部

道路橋梁の規格の不統一なことは、交通上遺憾とする所であるが、千九百二十四年四月九日佛蘭西土木大臣は、其の「統一」を企圖して道路橋梁工事擔任技師に對し訓令を發した、本會囑託法學士武若時一郎氏を煩して左に紹介する。

道路を通行し從て之に利害關係を有する公衆は層一層に増加しつゝあるが、同一の道路に於てすら沿道到る所難多植栽したる個所より何等の植樹なき個所に出づることあり

## 國道の新設及改築に關する訓示事項

路肩は或は車道より高く芝生を植えたるものあり、或は車道と同一水準に在りて掘り出されたるものあり、車道は或は廣潤なるものあり、或は狭隘なるものあり、側溝亦或は顯はれたるものあり或は隠れたるものあり、何故に斯くの如き状態を現出したりや顯著なる理由の認むべきなく、同一行政廳が到る所に單一の準則を適用せざりし所以を了解すること能はざるべし。凡て工事を實施するに當りては斯る不統一無からしむる様に努めざるべからず。

之が爲には貴府縣に於て其の各個の道路を整理せらるゝ場合には車道の幅員、路肩の施設、植樹等の點に付統一せられることを希望す。隣接府縣の當局とも了解を遂げられたる上、一旦採用したる方法は已むを得ざる事由ありと認めらるゝ場合の外、一切之を變更することなく、却て同一の性質を有する道路の全部に付採用せらるゝ様に致し度し以下の一訓示事項は貴下の準據せらるべき一般規則を示すを以て目的とす。

疾行馬車を通ずる道路に在りては國道の車道は幅員を六米と爲すべし。此の廣さならば二個の車輛疾行中と雖其の車臺を路肩又は歩道にはみ出さしむることなくして容易に行進ふことを得べし。郡部の村落内に在りては通過する交通が地方交通に因り生ずる混雜の爲屢々妨害せらるゝを以て幅員を七米と爲すを相當とすべし。

特殊の場合に於ては幅員を五米即ち二車線として嚴に必要な廣さ迄縮少することを得べし。(例之山地に於けるが如く、道路の爲に廣き平面を供すること困難にして且多額の經費を要する場合) 反之都市の内部及其の隣接部、入市稅關の附近、十字街又は數多の道路の相會する部分に於ては可及的幅員を増加すべし、特殊の交通の所在する道筋に於ける亦同じ。是等の場合に於ては結局、車道の幅員は往來するものゝ全體を通行せしむることを得る様に定むるを

適當とすべし。中心線の半径小なる屈曲部及丸折路に於ては千九百二十年十二月十三日の訓令に於て指示したる所に準據して幅員を増加すべし。

#### 口 混成車道

混成車道即ち同一横断面に於て異質の被覆を有する車道は通常の幅員を有し且疾行車馬を通ずる道路に於ては一般に之を避くべきものとす。故に正當なる事由の存する特殊の場合を除ぐる外努めて現存の混成車道を消滅せしめ且再び新設するが如きこと無からむことを要す。

#### ハ 鋪装車道

車道の中央帶に新しき材料を用ゐる兩側には古材料を截り直したる鋪石を用ゐる方法は經濟的にして且實際の結果も不良にあらず。理論上は推奨し難しと雖経費の點より車道を全部修築する爲必要なる數量の新しき鋪石を獲ること能はざる場合に於ては之を採用することを得べし。

#### ニ 曲線部に於ける擴大箇所

曲線部に於ける擴大箇所は正當の事由存する場合を除く

外路面工を更新する毎に其の一端を高むべし。此の點に關しては千九百五年七月三日の訓令に於て指示したる規則を感得すべし。

#### ホ 橫断勾配

疾行車馬を通ずる道路に在りては、五米乃至七米の幅員を有する車道の横断勾配（全幅員に對する拱矢の比）は下記を適當とすべし。

#### 砂利道

最大限五十分一

#### ターハゲ砂利道

五十分一より六十分一迄

#### ターマカダム

六十分一より七十分一迄

#### 瀝青鋪装及アスファルト鋪装

七十分一より八十分一迄

#### セメント混擬土鋪装

八十分一より百分二迄

#### 石塊鋪装

六十分一より七十分一迄

大なる幅員を有する車道に關しては車道の横断面（拋物

狀なるか或は傾斜狀なるか）及拱矢は其の採用したる幅員及選定したる鋪装の種類に依り特別に研究すべし。

## へ 路 肩

を除却せざるべからず。

一般論としては、路肩は車道の兩側に可及的車輛が車道

より出でて路肩を堀り返すが如きこと（是は車道自體の側面を急速に破壊するに至る）無き様に、車道の境界に於て稍高く（最高十粁）之を設くべきなり。然れども此の規則に反し車道の横断面に正切する傾斜面に従ひて路肩を低く設くる場合あり。

イ 高き路肩存在するときは排水孔に依りて充分排水を爲すことを得ざる場合、例之降雨稀なれども一度到らば猛雨沛然たる地方にして若し多量の雨水を車道の境界に沿ひて流れしむるときは境界を破壊するの虞ある場合の如し。ロ 被覆の性質上理由ある場合、例之瀝青を混じたる或種の被覆を有する場合の如し。斯る道路に沿ひては雨水の溜ることなき様にするを、利益とすること稀ならざるを以てなり。

ハ 車道狭隘にして兩側の路肩亦幅員狭小なる場合。一年中堆積する沈澱物より生ずる多量の泥土は路肩より之

## 急勾配の坂路に於ける路肩

急勾配の坂路に於ては概ね牛馬車は、路肩高きときは其の車輪（右側）を路肩の境界に擦り附けつゝ降り又路肩低きときは其の車輪を路肩の上に轉じつゝ降る傾向あり。

之に因りて生ずる破損を避くるには右側の路肩を高くし且連續したる硬質の縁石（鋪石溝を伴ふを可とすべし）に依て路肩を庇護すべきことを推奨す。

財源不充分にして直に此の施設を實施し難き場合に於ては交通に危険なる障害を生ずることなき様に設けられたる連續せざる縁石を施設するも可なり。

## ト 排 水 溝

高き路肩は數多く且大なる（上部に於て六十粁）排水溝を備へ其の縁を廣くすべし。排水溝は傾斜面の方向に従ひ道路の中心線に對して斜に設くべし。

路肩が自轉車道として使用し得る場合に於ては排水溝の

代はりに、自転車道の下に水孔を設け、排水に必要なりと認めらるる程度に其の數を増加すべし。

道路が掘鑿に依りて作られたる場合又は隣接の地と同一

水準に在る場合に於ては到る所に側溝を設くべきこと。側溝が滅失したる場合に於ては再び之を設くべきこと及側溝は注意して維持すべきことに付き再び注意を促す。

側溝の廣さは疏通すべき水の量に従ひて計算すべし。

略圖は屢々採用せらるゝ二個の典型を示すものなり。是等の庇護設備は一般に道路が盛土に依りて作られたる場合又は隣接の地より少くとも一米高き傾斜を爲す場合に用ゐらるるものとす。

#### 植樹

植樹の新設、並木の設置、樹木の間隔等並に主要樹木の選定に關する規則は千八百九十七年四月二十一日の訓令頗る完全に之を規定し何等變更を加ふべき點なし。

